

(この規定に定める事項)

第 1 条

この規定は、日本計算機統計学会のフェロー制度について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条

計算機統計学の分野において、学術、学会活動、関連事業に関し、その発展に多大な貢献をした会員へ、日本計算機統計学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを、本制度の目的とする。

(資格)

第 3 条

フェローの称号を与えられる対象は、10 年以上在籍している正会員とする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(推薦)

第 4 条

前条の資格を有し、正会員 5 名以上からの推薦を受けた正会員は、フェロー候補者となる。

(審査)

第 5 条

フェロー候補者への称号付与について審査するため、フェロー審査委員会（以下、「審査委員会」という）を組織する。委員は、会長が指名する。

第 6 条

審査委員会は、審査結果を理事会に報告する。審査基準など、詳細は別に定める。

(認定)

第 7 条

理事会は、審査報告に基づき、認定についての審議を行う。認定すべきとされたフェロー候補者に対して、会長より日本計算機統計学会フェローの称号を授与するとともに認定書を交付する。

(責務)

第 8 条

フェローの称号を与えられた会員は、計算機統計学の卓越した専門家としての自覚をもち、引き続きその発展に寄与すると共に、本会の指導的会員として、諸活動への参画を通じて本会の目的の達成に協力する責務を負う。

(返上)

第 9 条

フェローの称号を与えられた会員は、申し出により、称号を返上することができる。

(選出規模)

第 10 条

フェローの人数は、審査時における正会員総数の 5%を超えないものとする。

付則

- 1 この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の改正は、評議員会で行う。